

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る証明書発行の件（2023年4月～）

中小企業の経営強化税制の施行に伴う、2017年4月1日より新しく拡大改正された「生産性向上税制」の適用が開始されました。当協会では、対象設備に関して証明書を発行いたします。

- [① 証明書取得の手引き](#)
- [② 証明書様式（JACA 指定用紙）](#)
- [③ チェックリスト（JACA 指定用紙）](#)
- [④ 記載例（証明書、チェックリスト）](#)
- [⑤ 事業者の皆様へのお知らせ](#)

制度の詳細については、「中小企業庁のホームページ」をご参照ください。

証明書発行手数料（税込）

JACA 関連機器の場合

正会員 @1,000 円/件

非会員 @4,000 円/件

JACA 関連機器が対象になりますが詳細はお問合せください。

JACA 関連機器

① 空気清浄装置(エアフィルタを含む)或いは、それを内蔵する機器・装置
② コンタミネーションコントロール関連の機器・装置
③ 微粒子計測機器・ガス計測機器・装置
④ クリーンルーム関連機器
⑤ 集塵装置及びその関連機器
⑥ 空調機器及びその関連機器
⑦ クリーンルームで使用される機器・装置等

問い合わせ先

猪原正泰 TEL : 03-3665-5591

E-mail : inohara@jaca-1963.or.jp